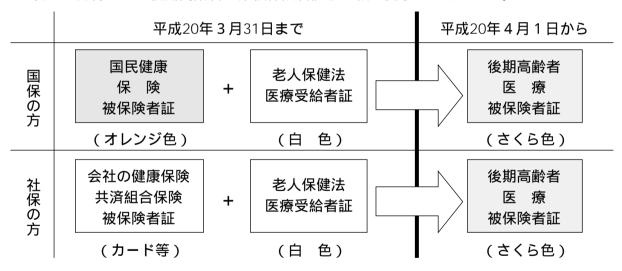
平成20年4月1日から医療保険制度が変わります

4月からの医療保険制度が変わることは、1月にパンフレット「国保だより」「後期高齢者 医療で医療を受けます」でお知らせしていますが、「なんか変わるらしいけど、よくわから ん」という皆さんの声を受け、よくある疑問・質問についてまとめてみました。

皆さんの疑問後期高齢者医療制度」編

- Q1.「後期高齢者医療制度」って何歳から対象なの?
 - A 75歳以上の方です。 ただし、65歳から74歳の方で一定の障害をお持ちの方も対象になります。 誕生日から対象になります。
- Q2.保険証はどれを使えばいいの?
 - A 新たに発行する「後期高齢者医療被保険者証」1枚を提示してください。



「福祉医療費資格者証(黄色)をお持ちの方は、これまでどおり窓口での提示をお願いします。

- Q3.病院等の窓口負担の割合はどうなるの?
 - Α 1割 または 3割 です。(判断基準はこれまでと同じです)
- Q4.病院での窓口負担以外に納めるお金がいるの?
 - A 後期高齢者医療制度での保険料を納めていただきます。

皆さん均等に 個人の所得に 保険料 基づく保険料 掛かる保険料